

1. 長崎市歯科口腔保健推進計画策定の経緯

時 期	会 議	審議内容
8月22日	第1回 歯科口腔保健推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画の方向性、国・県の状況、策定内容及びスケジュールの確認 ・ その他計画に関する協議
10月11日	第1回 第4部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各計画に関する現状と課題について ・ 目標項目及び数値目標について ・ 具体的施策について
10月15日	第1回 第3部会	
10月18日	第1回 第1部会	
11月1日	第1回 第2部会	
11月6日	第2回 第1部会	
11月8日	第2回 第4部会	
11月15日	第2回 第3部会	
11月22日	第2回 第2部会	
2月7日	第2回 歯科口腔保健推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画案最終案について ・ パブリックコメントについて ・ 次年度以降の本委員会の役割について
2月15日 ～ 3月14日	パブリックコメント ↓	
3月	パブリックコメントへ回答 委員へ計画（最終）提示 計画策定	

- ※ 第1部会（妊婦～就学前まで）
 第2部会（学齢期）
 第3部会（成人期・壮年期・職域）
 第4部会（高齢期・障害者・医療連携）

2. 長崎市歯科口腔保健推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 長崎市の実情に応じた歯科口腔保健の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「歯科口腔保健計画」という。)を策定し、及び同計画に定める施策の目標の進捗状況について広く意見を聴くことを目的として、長崎市歯科口腔保健推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 歯科口腔保健計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 歯科口腔保健計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 歯科口腔保健計画の目標達成のための具体的な方策の検討に関すること。
- (4) 歯科口腔保健の課題把握その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療又は福祉に関する職務に従事する者
- (3) 関係団体の構成員
- (4) 学校関係者
- (5) その他健康づくりに関連する団体・組織から推薦された者
- (6) 市民

3 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によりこれを行うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会)

第6条 委員会に、各施策の協議を行う部会を設置することができる。

- 2 部会の名称及び所掌事務は、会長が定める。
- 3 部会員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

(関係人の出席)

第7条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員会の委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、市民局市民健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に指名される委員の任期は、第8条の規定に関わらず平成27年3月31日までとする。

3. 長崎市歯科口腔保健推進委員会委員名簿

	団体名	委員氏名	備考
学識経験を有する者	長崎大学歯学部	齋藤 俊行	
保健医療福祉に関する職務に従事する者	一般社団法人長崎市医師会	橋本 清	副会長
	社団法人長崎市薬剤師会	山形 浩介	
	公益社団法人長崎県栄養士会長崎支部	古賀 克彦	
関係団体	社団法人長崎市歯科医師会	有田 信一	会長
		田口 知義	
		森本 智	
	一般社団法人長崎県歯科衛生士会長崎支部	山本 美保子	
学校関係者等	長崎市小学校長会	松尾 信一	
	長崎市中学校長会	山口 司	
	長崎市PTA連合会	吉澤 直子	
		吉松 真理子	
	一般社団法人長崎市保育会	松尾 正一郎	
	長崎市私立幼稚園協会	上野 修	
その他健康づくりに関する団体組織	ながさき地域医療連携部門連絡協議会	川崎 浩二	
	長崎市心身障害者連合会	松村 正信	
	長崎市老人福祉施設協議会	山田 由香里	
	長崎商工会議所	吉野 明文	
市民	市民	末永 しずえ	
	合計人数	19名	

(敬称略)

検討部会 委員名簿

第1部会（妊婦～就学前まで）

団体名	委員	
一般社団法人長崎市医師会	有田信一	こども健康課 幼児課 健康づくり課
公益社団法人長崎県栄養士会長崎支部	古賀克彦	
一般社団法人長崎県歯科衛生士会長崎支部	山本美保子	
一般社団法人長崎市保育会	松尾正一郎	
長崎市私立幼稚園協会	上野 修	
市民	末永しずえ	

第2部会（学齢期）

団体名	委員	関係課
一般社団法人長崎市医師会	橋本 清	健康教育課 健康づくり課
社団法人長崎市薬剤師会	山形浩介	
一般社団法人長崎市医師会	田口知義	
長崎市小学校長会	松尾信一	
長崎市中学校長会	山口 司	
長崎市PTA連合会	吉澤直子	
	吉松真理子	

第3部会（成人期・壮年期・職域）

団体名	委員	関係課
一般社団法人長崎市医師会	田口知義	健康づくり課
公益社団法人長崎県栄養士会長崎支部	古賀克彦	
長崎大学歯学部	齋藤俊行	
長崎商工会議所	吉野明文	

第4部会（高齢期・障害者・医療連携）

団体名	委員	関係課
一般社団法人長崎市医師会	橋本 清	高齢者すこやか支援課 障害福祉課 地域保健課 健康づくり課
一般社団法人長崎市医師会	森本 智	
一般社団法人長崎県歯科衛生士会長崎支部	山本美保子	
ながさき地域医療連携部門連絡協議会	川崎浩二	
長崎市心身障害者連合会	松村正信	
長崎市老人福祉施設協議会	山田由香里	

（敬称略）

4. 歯科口腔保健の推進に関する法律

法律第九十五号(平二三・八・一〇)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5. 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な口腔ケア、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、健康増進法(平成14年法律第103号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)等の歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科検診

等」という。)の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画)

第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画」という。)を定めるものとする。

2 県は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町その他歯・口腔の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療計画、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島及びへき地における地域性及び特殊性に配慮するものとする。

4 県は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

5 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市町歯・口腔の健康づくり推進計画)

第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「市町歯・口腔の健康づくり推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 県は、市町が市町歯・口腔の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔の健康づくり推進計画の策定状況等市町にお

ける歯・口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制の構築に関すること。
- (2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策及び母子歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関する施策の促進に関すること。
- (3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- (4) 障害者、要介護者等に対する適切な口腔ケア等に係る施策の推進に関すること。
- (5) 歯・口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。
- (6) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の推進に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

(効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等)

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。

(歯の衛生週間)

第12条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯の衛生週間を設ける。

- 2 歯の衛生週間は、6月4日から同月10日までとする。
- 3 県は、市町と連携し、歯の衛生週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第13条 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも6年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査（以下「県民歯科疾患実態調査」という。）を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。

（財政上の措置）

第14条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月4日から施行する。